

4 東京漁調第135号
令和5年2月17日

全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元貴文
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示しましたので、ご了知のうえ貴所属組合員への指導方よろしくお願いします。

記

東京漁調指示 第2号 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目 次

告 示

- 市街地再開発事業の施行認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…二
- 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………(下水道局)…五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…四
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)…四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…五

公 告

告 示(海区漁調)

- 市街地再開発事業の施行認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…二
- 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………(下水道局)…五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…四
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)…四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…五

告 示

- 東京都告示第百三十五号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の規定により、次のように告示する。
- 令和五年二月十七日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 施行者の氏名又は名称
三井不動産株式会社、明治神宮、独立行政法人都市再生機構及び伊藤忠商事株式会社
- 二 事業施行期間
令和五年二月十七日から令和十七年十一月三十日まで
- 三 施行地区
新宿区霞ヶ丘町、港区北青山一丁目及び北青山二丁目各地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称
神宮外苑地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地
中央区日本橋室町三丁目二番一号
- 六 施行認可の年月日
令和五年二月十七日
- 七 施行者の住所
三井不動産株式会社 中央区日本橋室町二丁目一番一號

- 八 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 九 公告の方法
事務所の掲示板のほか、代表施行者が適当と認める場所に掲示する。
- 十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和五年三月十八日
- 東京都告示第百三十六号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和五年二月十七日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 被処分者
 (一) 商号 株式会社エムズ
 (二) 代表者氏名 代表取締役 大橋一郎
 (三) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前四丁目二十五番三十五号
 (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七八〇六九号
 (五) 免許年月日 令和元年十二月十七日
- 二 処分年月日 令和五年二月七日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(令和五年二月二十二日から同年三月二十三日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第一号

番三号

告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百四十七条第一項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川海区漁業調整委員会で構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るために、法第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

令和五年二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであつて、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

- ア 海ほたる北東の突角から八十四度四十八分（真方位による。以下同じ。）二百八十三メートルの点
- イ 海ほたる南東の突角から百七十四度四十八分二百八十三メートルの点
- ウ 海ほたる南西の突角から二百七十六度七分三百六十

一メートルの点

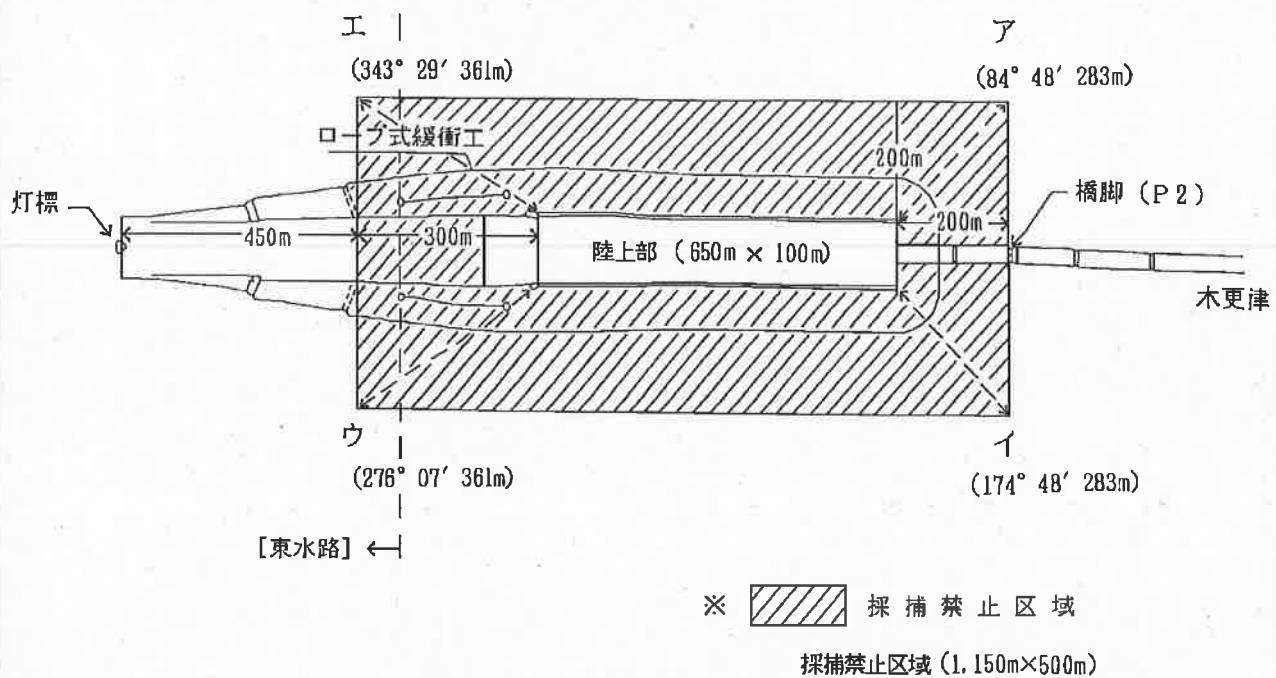
工 海ほたる北西の突角から三百四十三度二十九分三百

六十一メートルの点

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和五年三月一日から令和七年二月二十八日までとする。

(探捕禁止区域図)



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市野口町三丁目七番十
八及び同番六十から同番六十
三まで 西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号

清瀬市下清戸二丁目五百五十
八番一及び同番一地先 武藏野市境二丁目二番二号

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋
代表取締役 築地 重彦

都市計画道路事業の施行について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和五年二月十七日

東京都知事 小池 百合子

- | | |
|-----------------|---------------|
| 一 都市計画事業の種類及び名称 | 別表のとおり |
| 二 施行者の名称 | 東京都 |
| 三 事務所の所在地 | 新宿区西新宿二丁目八番一号 |
| 四 事業地の所在 | 別表のとおり |

別表